算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

四十九　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×（15,521円＋B）＋C×（12,747円＋B）＋（D×443円）＋（E×175円）＋（F×0.5）

算式の符号

A　被災地の救助活動等の応援に出動した道府県の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数

B　当該道府県の道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額

C　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の道府県の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数

D　道府県が受け入れた被災者の当該道府県の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数

E　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数

F　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額

二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、

五十　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

五十　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×（15,521円＋B）＋C×（12,747円＋B）＋（D×443円）＋（E×175円）＋（F×0.5）

算式の符号

A　被災地の救助活動等の応援に出動した道府県の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数

B　当該道府県の道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額

C　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の道府県の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数

D　道府県が受け入れた被災者の当該道府県の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数

E　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数

F　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額

二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、

五十一　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。